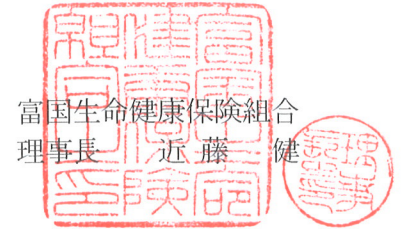


令和8年 3月26日

令和7年度  
公示第18号



### 組合規約の一部変更の公告

令和8年2月13日開催の第189回組合会において審議の結果可決承認されました下記の事案につきまして、令和8年3月12日付で関東信越厚生局に届出しましたので公示します。

#### 記

富国生命健康保険組合の規約の一部を次の通り変更する。

1. 一般保険料額を一般保険料等額に改める変更

第42条を次の通り改める。

(一般保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第42条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の105分の59は事業主、105分の46は被保険者において負担する。

2. 子ども・子育て支援金額の負担割合に係る規程を加える変更

第42条の2の次に第42条の3を加える。

(子ども・子育て支援金額の負担割合)

第42条の3 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

3. 子ども勘定における予備費の被途に係る規程を加える変更

第45条(予備費の費途)第2項の次に第45条第3項を加える。

第45条第3項 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金

(2) 還付金

(3) 雑支出

4. 子ども勘定における準備金保有方法に係る規程を加える変更

第46条(準備金の保有方法)第2項の介護納付金の次に、及び子ども・子育て支援納付金を加える。

第46条第2項 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以上